

令和7年度北部地域療育センター事業計画

【施設目標】

北部地域療育センターは、乳幼児から学齢児までの障害のある児童が、地域の中で安心して生活できるよう、障害児及びその家族を総合的に支援する地域療育の拠点として、関係機関と連携しながら運営を行います。

また、従来の地域療育センターの枠組みに捉われず、利用者や関係機関のニーズを的確に把握することで、地域療育センターとしての新たなサービスを構築し、満足度の向上に努めるとともに、迅速に質の高いサービスが受けられるよう、ライフステージに沿った、切れ目のないサービス提供を目指します。

北部地域療育センターにおける令和7年度の重点項目は、次の2項目です。

【重点項目】

(1) 初期支援として「一次支援」の実施

令和6年度から新たに開設したぶらんちスペースにおいて、一次支援事業である、ソーシャルワーカー相談、心理士・保育士面談、ひろば事業を充実させ、相談から始まるサービスのさらなる拡充を図ります。また、相談担当と地域支援担当の機能を整理・強化して、効率的で利便性の高い相談・地域支援体制を構築します。

(2) 初期療育の充実

民間児童発達支援事業所が多いセンターエリアにおいては、地域に合わせたサービスが必要となってきており、事前に体験できる初期療育(つぼみ)を充実します。また、午後枠に学齢児を設定することにより、利用者サービスの向上を図ります。

【事業計画】

1 相 談

- 一次支援では、心理士・保育士・ソーシャルワーカーの各相談支援を連携させ、療育センター利用間もない保護者の不安の軽減を図ります。特にタイムリーな対応が必要な時期であるため、相談枠数を確保します。また、一次支援担当のソーシャルワーカーは、ひろば事業で情報提供や保護者懇談を行う中で、個別相談と併せてピアサポートを行います。

2 診療・訓練

- 各家庭のニーズに合わせた支援プランを立て、相談から始まる支援の充実を図る中で、医療が支援の一部として効果的に機能するように、支援プランの作成や検討会議、調整の各プロセスを見直します。
- 診察や訓練等の枠を柔軟に調整して、タイムリーに必要な対応ができるよう努めるとともに、一次支援をはじめ、他部門と適切な連携を取りながらチームアプロ

ーチを強化します。また、保護者向け講座はオンライン化を進めつつ、対面講座として残すべきものについても検討します。

3 集団療育

【令和7年度4月のクラス体制】

	登園頻度	クラス数
児童発達支援 (肢体)	週5日	1クラス
	週3日	2クラス
	週2日	1クラス
	週1日	2クラス
	月2日	—
	月1日	—
	利用人数	26人
児童発達支援 (知的)	週5日	4クラス
	週3日	2クラス
	週2日	4クラス
	週1日	1クラス
	月2日	—
	利用人数	66人
ピース	週1日	8クラス
	利用人数	48人

(1) 児童発達支援

- 障害の多様化や就労している保護者の増加により、児童の状態や家庭状況に合わせた通園頻度の設定、保護者支援のバリエーションを増やします。また、集団療育利用児のみならず、外来児も利用できる保護者支援のサービスを検討します。
- 育児における精神的負担感が大きい保護者や、家庭生活の全般に支援が必要な家族が増えている中、より安定した家庭生活が送れるようスーパーバイズ体制を整えます。多職種との連携を図りチームでアプローチが行えるようにすることで、個々の家庭状況に応じた保護者支援ができるよう努めます。
- 保護者支援において、親子通園の中で保護者が療育的な関りを実体験できるよう個々の保護者に合わせた丁寧な説明を心がけます。また、同日に保護者教室等も連動させ、保護者同士が発言する等主体的な参加ができるクラス懇談を計画します。
- 併用先保育所・幼稚園、児童発達支援事業所、就学前の学校等の関係機関との連携について、児童の障害特性や発達段階での課題・支援内容を療育参観や訪問をと

おして、共有する機会を増やします。

(2) 児童発達支援事業所「ぴーす」

- 多職種を交えた専門的な視点をふまえた「発達支援」、保護者が参観・参加しながら児童の特性について理解を促す「保護者への支援」、園訪問や療育参観を通じた「地域への支援」を三つの柱として、将来を見据えた療育プログラムの質の充実を図ります。
- 卒園児フォローとして、配信システムのアンケート機能を利用して保護者の相談等のニーズを把握し、電話等による相談対応を実施します。リハ事業団5センター合同の同窓会イベントを引き続き企画・実施します。また、卒園合同座談会についてもテーマや講師を変えながら、引き続き企画・実施します。

4 地域サービス

- 小学校の児童支援専任会議やスクールソーシャルワーカーとの連絡会を活用し、発達障害のある児童や保護者への対応、支援体制のあり方について情報共有・情報発信を行い、発達障害・グレーゾーンの児童を支える地域づくりに繋げます。
- 地域における療育の中核機関として、ホームページや利用者専用サイト「tsunagaru—つながるウェブサイトー」を効果的に継続活用し、発達障害に関する情報発信を行います。また、関係機関にとって利用しやすいツールについて、見学の機会等にiPad等を用いて療育の運営方法等を確認しながら、紹介します。

5 その他

- センターを利用する児童のきょうだい児童預かり保育を充実させます。地域の子育て支援団体と共同して、原則、週5日の保育運営を行い、利用者が安心して療育等に参加できるような体制にします。